



ましても、日本銀行が運った金融情勢に対応して十分な機能を現わし得るような新しい制度を一つしないかどうか。具体的に申しますれば、たとえば支払準備金制度、そういうふうなものを導入する必要があるのかないのか、こういうこと。あるいはまた一般の銀行について言えば、取引先に対する貸出限度と言ふことをどうするか、あるいはまた、今日金融機関のほとんど大半が銀行の名を冠しておりますので、いずれも銀行業務ということになつておる。もともとこれは信託あるいは無尽という特殊な機能を持つておるのであります。こういう分業を調整する必要があるのかないのか、あるいはいろいろそういう点について大体検討をお願いしよう、かように私、考えております。

○國務大臣（一萬田尚登君）　お答えいたします。決して變つておりません。まあ一々説み上げた場合とそうでない場合において、お答え申し上げた項目が若干違ひがあると思います。しかしいずれの場合においても、今私が申し上げたことが主要な点であることは私は變りはないと思っております。

○平林剛君　諸閣すべき事項について政府側の何か具体的な構想がきちんとまとっているものかどうか。つまりこの金融制度調査会の設置法案が通った後、いろいろ想いついたことを諸閣するというような考え方でこの法案が提出されているのか、それとも政府の方で、もはやあらかじめこういう問題とこういう問題とはぜひ諸閣をして一つの結論を得たいものだという、具体的な構想があつて、この法案が提出されたものかどうか、私はその点が知りたいのです。大蔵大臣の御答弁を聞くと、先ほど私が指摘したように、そのときどきに答える内容や幅が違つてきているので、その点が明瞭を欠いていると思うのです。私の聞きたいことは、今日この法案を提出されるに当つて、政府は具体的な諸閣すべき事項を持つてゐるのかどうか、はつきりしたものですね、大臣のその点についての御見解をお聞きしたいわけです。

○國務大臣（一萬田尚登君）　この金融制度調査会を設けたいという趣旨の根本は、非常に大きなことを私一つ考えておるのであります。これは今回戦争の結果、日本の經濟のあり方というものが非常に変化を來たしている、また敗戦後の諸事情から特に金融関係に

おいては非常に変動を生じております。直すかという点は、しばしば問題になつたのであります。しかし、こういうものを考える場合、やはり経済の今後の見通しが相当はつきりしたときでないと、こういう基本的なものの変改は適当でない。今日の情勢で、ほんとうのような考え方から、この金融制度調査会を設けて金融制度全般にわたって一つ衆知を集めたい、かように考えたわけであります。しかし大蔵省といいたしましては、さしあたりそれは私自身として金融制度調査会にこういいう点をまず諮問しよう、こういふうに考えておるわけであります。むろんそれだけが全部ではありません。今後において大蔵省としても検討の結果なお追加するものがあるかもしれません。それならどういうものが必要なものであるかといえば、私が先ほどそのおもなものについて申し上げたのであります。が、一応かつて私が、予算委員会でありましたか、どこでありましたか、御質問に対し答えて、書いたものを読んで答えたことがあります。それの方が適当であると思ひますので、主要なものはどうであるかといえば、まず銀行法の関係では、私は支払準備金制度の創設について諮問したいと思つております。それから自己資本充実に関する規定の整備をどういふうにするか。あるいは業務上不動産所有の制限に関する点、あるいは経営の健行につきましては、政策委員会について諸問をしてみたい。現行法の規定が

戦時中の規定になつておりますので、今日の情勢に適応するようにこれを民法化していきたい。それから金利の規整方式について先ほど申し上げたように詮問したい。業務分野の調整について詮問したい。こういふうのが今考えておる主要な事項であるのでありますて、全般にわたつて基本的なこともも詮問いたしますが、何もなくてやるのか、そりではなくて今申したような、具体的なことも考えて、こういうような状況に相なつております。

○平林剛君 それで全般的な構想についてほほわかりましたか、いつごろこの金融制度についての調査会を発足させるのか。まあ法案が通らないということと、これはどうしようもないと思うのです。であります、かりにこの法律案が議会で成立をしたならば、いつころからこの委員会を持たれて今のよくな詮問を検討してもらら位置に出られるのか。あるいはまた大臣として、いつころまでにそういう結論を得て次の措置を移したいと思つてゐるのか。こういうことについて一つきよう明らかにしておいてもらいたいと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は、この法案が国会で成立いたしますれば、事務的に必要とする技術はやむを得ませんが、なるべく早く整備いたしたい、かよううに考えております。

もう一つの御質問は、これは私は詮問する事柄にもよりますが、金融制度の将来にわたることでありますから、拙速よりも私は慎重を期していきたい、かよううに考えております。ただなくべく早く、今日の金融情勢からして實現が望ましいということについて

は、次の国会にでも法律案を必要とするのですか。今のお話ですと、急いで結論をつけなければならぬというものについては早く結論をつけてもららうが、しかし拙速というわけではなく、慎重にやらなければならぬものは引き続き検討してもららうという御答弁によりますと、何かこの金融制度調査会は恒久的な機関のように受け取れるわけではありません。その点はどうなのでしょうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 決して私は恒久的な機関、そんなことは考えておりません。それは大体諮問いたしますする事柄の限界がありまして、またそれを実施する時期もやはりそんなに長く便々としておるわけにもいかない事柄が多いのであります。大体この使命が終ればむろんこの調査会はなくなるものと思います。ただ金融制度の基本的な、あるいは全般にわたることを一應頭に置いておりますので、今何ヵ月といふことは少し……きめるのは窮屈であろう、かように考えております。

○平林剛君 金融制度の改善に関する重要な事項というのは、その情勢によつていつ終るというものではないわけである、そのときどきに応じていろいろな詮問が必要になるということは当然のことですが、今までの段階における重要な詮問事項があつて、これを詮問をするために特に設置をしたのだ、その詮問すべき事項が大体の結論がつけば、未来永劫なかなか答えから行くと、今回設置をする金融制度調査会というは、ただいま今日

か結論がつきかねるものがあるけれども、しかし大体の目的が達すればこの調査会といらものは解散をするといふように理解してよろしいのですか。

十分論議もし、調整も加えて、私は委  
知を集めたりっぱな成案を得たい、こ  
ういうことから、まあ委員会を作れ  
ば、こういう委員会ですから、やはり  
法律に基いた方がよからう、かのように  
考えたわけであります。

状況、またこの金融を規制しておる日本の経済の客観的条件からして、どうしても金融制度全体について見直す必要に迫られておる。その時期がこの辺でよからうというふうな見地から考えておるのでありますて、決してある一

大蔵大臣がそういう考え方をきめる場合において、その資金委員会の意見を十分分聞いて、そうして民間の金融機関の資金運用の自主規整委員会と一緒にまとまって運用の適正を期していく、かような仕組みになつております。

業についても偏しない、とにかく代表されるような形で一つ選んで参りたい、かように考えております。

○平林剛君 今の大蔵大臣の答弁で、私、満足しました。衆議院においても金融制度調査会設置法案に対する付帯

○平林剛君 私はまあこの金融制度調査会設置法という法律案そのものに対する大へん疑問を持つてゐるのです。しかし大蔵大臣が先ほど諸問したいと考えてゐる事項については、当然検討してもらわなければならぬ幾つかの問題

○平林 駿君 法律を作つてこの委員会を構成した方が特にいろいろな権威のある人たちに来てもらえる。こういふ意味で講習会の設置法案をお出しになつた。こういふうに理解をして下さい。

〇平林剛君 さきの議会に御提出になつた金融機関の資本運用の調整そのための臨時措置法の一部改正に関する法のことをどうするとかというようなものとは性質を異にしておるのであります。

○平林剛君 私の質問の要旨がどうもうまく聞き取れなかつたようですが、まあこの点はけつこうです。今度は委員の構成のことについてちょっとお尋ねをいたしますが、これは大臣でなくともけつこうですが、この調査会の委

決議がありまして、中小企業金融やあ  
るいは農林漁業金融等、こうした方面  
に深い知識と経験を有する者の中から  
特に委員の若干名を選んで、中小企業  
金融制度や農林漁業金融制度等の改善  
を期されたいという希望があるわけで

題がありますから、そういうことを十分検討をすることと、これは政府機関として当然のことであります。しかしながらそれを検討するために金融制度調査会設置法という法律が必要であるかどうか、これは私は疑問を持つておるわけでもあります。こういう法律案によらなくてはなりません。政府は閣議決定を行なつて、今大蔵大臣として当然考えなければならぬ点を諮問するのは政府機関で適当な権限を作つてもできるわけですね。法律案

○國務大臣（萬田尚登君）　大体さう  
うに考えております。

律案、あれが出されたとき、私はそつちの方のあまり専門ではありませんけれども、民間において投融資委員会といふものが自発的に財界人を中心にして作られたという報道を知つたのでありますけれども、あれとの関係は今度はどうなつてしているのですか。民間における財界の投融資委員会といふものが作られた動機からみて、さきに出された法律に對して自主的な措置としてかまたと云ふふうに私よ理解をしたの

員は二十名以内で組織する、この委員会の待遇はどうなっていますか。  
○政府委員(東條狂猪君) 委員の待遇の点であります。これは通常の委員会と同様もちろん無給でございます。  
場合によりまして車代、遠方からお見えになる方には旅費といふものの実費は支給いたしますが、原則としては必ず無給でござります。  
○平林剛君 大蔵大臣にお尋ねしますが、この調査会の委員二十名以内で組

あります。大蔵大臣がこれを念頭に入  
れてくれるということを確認いたし  
ましたので、私はこの法案についての  
質疑を終りたいと思います。

○木村福八郎君 今まで臨時金融制度  
懇談会というのがあるわけですね。そ  
れがあるのに、なぜまた新しくこうい  
う大蔵省の付属機関としてこういうも  
のを設置するか、その点大蔵大臣に伺  
いたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) この法案

によらなくとも、今お話しになつたような事項は、当然政府が絶えず研究して適宜な措置を打つて、それに必要な事項は議会に提出をして来るというものが当然の責務だと思うのであります。が、それにもかかわらずこの調査会設立に関する法律案を出して、法律によつていろいろな結論を出そうというお考へは、どういうところにあるのでしようか。  
○國務大臣（一萬田尚登君） 金融制度確立がどういうふうにあるか、あるいはどういうふうになるかということは、經濟全般に及ぼす影響というものは非常に大きくかつ各般にわたるのであります。従いまして、それぞれの分野、經濟の分野における権威者の委員会を作りまして、そうしてそれらの意見を

勤ぐるわけではありませんけれども、どうもこれは先の国会に出されて来た時措置法の一部改正に関する法律案なんですが、それでいつてはおかしいけれども、大体その結論をつけるために、要りません。そういうふうになつたものだから、その議論未了になつたものだから、その議論がわりといつてはおかしいけれども、大体その結論をつけるために、要りません。そういうふうになつたものであります。そういう点はどういうふうに考えになつておりますか。

○國務大臣（一萬田尙登君） それは全く私は異なると思います。先ほどから申しますように、これは今日の金融申

ですけれども、今度はこの法律案を作れる場合においては、財界の方における空氣というか、あるいは態勢といふもののはどんな工合になつておりますか。

○國務大臣（一萬田尚登君） 今回のこの調査会、これは先ほどから申し上げたような目的でやつておるのであります。それから金融機関でありますところの自主規整委員会、これもありますが、これは主として銀行等の資金運用に関する自主的にその運用の適正を期していくこう、こういうふうな機関になつております。それから先般、資金委員会、これは金融機関の資金の蓄積、運用等についての基本的な点について、金融機関と表裏と言いますか、

織をする、この委員についてあなたの考え方を聞きたいのです。先ほどの私の質問に対し、委員は、金融または産業に関する深い知識と経験を有する者、その他学識経験のある者のうちからあなたが任命するというような法律の内容になっていますけれども、具体的に今大蔵大臣としての委員会の委員を選ぶ場合の心がまえについてお尋ねをいたしました。

○国務大臣（一萬田尚登君） 委員については、金融、産業に関する深い知識、従いまして、特に私は産業について、それぞれの分野についての権威者、たとえば中小企業の代表者はむろんのことありますし、まあ大臣

が通過いたしまして調査会を設けます  
れば、臨時金融制度懇談会はやめること  
になります。

○木村福八郎君 そういうことをお伺  
いしているのじやないのですよ。金融  
制度懇談会があるのでありますよ。臨時金融  
制度懇談会といふものがあるのです  
よ。今……、それはなぜいけないので  
すか。大蔵省の付属機関として特にそ  
れを設けるというのですから……。

○國務大臣(一萬田尚晋君) これはま  
あいろいろと御意見もあると思います  
が、私は金融制度について根本的に一  
つ考へるという考え方であります  
で、法律に基いたかかる委員会をもつ

て御審議を願つた方が適當であるとかのように考えております。

木村謙八郎君 やはり特別に  
きも大蔵大臣言われましたし、また注  
案の提案理由にもあると思うのです。

が、やはり金融情勢が最近變つてき  
ておる。そうしてやはりここで、今度  
ちにではなくても、まあ割合に早い機  
会に、いわゆる金融調整に關して何々  
制度的にも手を打たなければならぬと  
情勢が新しく出てきて いるのではな  
い。それで日銀制度の改正ある、よほ  
う。

方がいいのじやなからうか。これは私がいろいろ考え方をしております。まあ大蔵大臣だけが自分の諂問にしようと、委員になつて下さいといふのでやるのでなくして、やはり法律に基いてしつかりした足場において研究していくべきであるとは議論もしていただき、十分責任も持つてもららう。そういうのがいいのじやないかと、これが私の基本的な考え方であります。

た銀行法の改正等々もありますが、本当に大蔵省の付属機関として金融制度調査会を、これは臨時という字面は入っておらないのですが、設けるについては重点的に何か、これはいろいろな問題が羅列されておりますけれども、大蔵大臣言われたことについて、は……、しかし当面まつ先に手をつけなければならぬ問題ですね、今の金融情勢の変化に応じて……。そういう点では、特に私は金融調整の問題だと思ふのです。その点はどういうふうに……そういうことから、こういう制度をここで、単なる臨時金融懇談会ではなくもので、大蔵省の付属機関としてこういふものを設けたいというのじゃないん

○國務大臣（一萬田尚登君） これは私はいろいろなお考え方方が、先ほど申し上しました通りあると思いますが、私はこれまでました通じて、これはまあ意見の相違になるかもしないと申しますが、私は懇意なうなもので、すこしは國民生活に、あるいは税でもある会とか審議会というようなもので、すべては經濟でも、こういう大きな影響を及ぼすよろな、そういう審議会は、やはりできれば私は法律に基いて作つたのですか。

が問題になつたわけです。それをどういうふうに處理するかということが一つと、もう一つは、この金融緩和によつて市中銀行が日銀にどんどん金を返し、そうして日銀の金融統制力といふものが、公定歩合の変更やあるいはマーケット・オペレーションだけではなくつつかなくなつてくる段階になつてゐるのでないか。そういう点からみて金融調整というものについて何かここで手を丁にこなさねばならない所があつたのです。

なつてはいるのじやないか。そういううえで、金  
融制度調査会設置法が出来られてき  
てはいるのじやないか。これはそうい  
う実際の要求から出てきて、あとはい  
ろいろ付けたりで、そういうものは今  
までも研究されているのですから、ほ  
かのものは、これは付けたりなんじや  
ないか。だから実際の要求について直  
に説明された方がいいんじやない  
か。そういう率直な御意見を伺いたい  
のですよ。

は民間資金の活用等についての考え方を聞きたいと思います。そこで、私は率直に先ほどから申ましたように、日本の金融制度などを、変化した日本の経済情勢に適応するようには、どういううように改廃あるいは改善をする必要があるのか。あるいは現状でいいのか。そういう基本をはつきりさせたいといふのが率直なねらいなのであります。従

体的としては、日本銀行、地方銀行  
いうものはこういうふうな変化した  
とにおいてどうあるべきか。こうい  
ふうなことを考へて、それから  
ほど申しましたように、今日金融  
和、銀行業務一色になつた、こうい  
姿で果していいのかどうか。こうい  
ふうなことが中心だという考え方私  
なるのであります。こういう調査研  
究を作つて、ここに何かかけて金融統  
制的なものを出そら、こううことによ  
り度

それからもう一つの、たとえば金融情勢が違った、この金融情勢に対応して、日本銀行の機能が従来のままで弱まってきた。これを何か補充する必要はないのか、これは私はその通りと思う。従つて中央銀行はどうあるべきかというカテゴリの中において考へる、検討を加えていく。特にのうちでも、資金がだぶつく場合、本銀行の貸出政策はこの調整が困難場合も予想されますから、いわゆるマーケット・オペレーションを中心とするのであります。さらにそれがいいのか。さらに支払い準備金制度というようなものを導入することの否についても慎重に検討したい、こういうふうに考えて、中央銀行に関する点についてはこの調査会に諮りますが、それは政府と民間の関係といふものについての、規制について問をするのじやなくして、よく客観的に、日本の金融制度、中央銀行の方といふものを、政府から離れて、うあるべきかということを特に私は聞いて、そして長きにわたつてそ

整のあり方についてのいろんな答申を求めるのだ。こういうことになつてはいるが、しかしこれは大蔵省の付属機関ですね、そういう形なら、そういう趣旨なら、付属機関にしない方がいいんじゃないんですか。何か大蔵省の付属機関ですね。その点はどうなんですか。それで今後はもう全然民間資金活用に関連したあいう統制的な考えはこれでもう御破算にしたのだと、はつきりいえばそういうことになると思うのです。それにつれて出てきたのがこれだ、この法案だ、そういうわけですね。

○國務大臣（萬田尚登君） 先ほどから私、詳しく申し上げたと思うのであります、この資金統制的とか、あるいは前に話が出ました、かつての資金委員会、それとは全然関係ないんですけどあります。これは私は、はつきり先ほどから申し上げた通りであります。この調査会でそういうことを考へるということではなくて、むしろ私は、先ほどから積極的に、具体的に、この調査会に諮問しようというふうなことはかくかくのことである、こういう基本方針でやることも申し上げた通りであります。それで、そんなら……この調査会はそうでありますが、先ほどのお話を聞くと、資金の統制についての考え方を打ち切つたかこういうふうな点があつたと思うのですが、私はやはり今日の金融情勢あるいは今後予想される金融情勢から、金融機関の自主性にまかしても十分所期の目的を達成し得ると、

私が、確信しておるのでありますて、それでも適当であろう、かように考えておるのであります。しかしこれは金融機関の心がまえにもやはり関係することでありまして、私はそれを期待し、そういうことに指導もいたしましておいましたが、しかし、どうしておもそりいうようなことがかりになりないと、いう場合におきましては、これはやはりまた考え方なくちやならぬことは、これは私はあると思う。もう何もかも人間の生活の上でありますから、むろんそのときの情勢の変化に応じて適切な処置をとるのは当然でありますから、何も私はここでやかましく言うことはありません。ありませんが、何でもござれ限りだ、これだけだ、こういうふうなことは私は考えておりません。これはやはり今後的情勢の変化、あるいはいろいろの問題がありましよう、そういう点においてはさらに検討も加えてみなければならないと、かように考えております。

○木村福八郎君 それはしかし、公債を発行した場合に、民間の消化の形でやらなければそれはインフレになりかねずから、そういうためにも、その支払合にやはり民間消化を強制的みたいにできる機能は出てくるわけですよ。これは主觀的には今大蔵大臣は、自分はそう考えていないと言つたって、大蔵大臣をいつまでもやつておわけじゃありませんし、そういう制度ができる場合に、これはどうしてもそれに私は利用される可能性が出てくる。現にいろいろ議論があるのです。それは議論が分れるわけであつて、大蔵大臣はもうじやないと、有価証券はこの中に含まれないといふかもしませんが、事実そういう議論がある。それから今のまでは大蔵大臣は、大体金融情勢については順調にくくいうような、いよいよ統制的な政策をやらなくて済みますようにお考えですが、しかし今後は金額の見通しについては、財政の面とも関連しまして、来年、再来年あたり考えますと、相当やはり私は統制的な政策をとつていかなければなりません。相当インフレ的な要因はあるのですから…賠償の問題でしょ、賠償だつてこれは相当大きなインフレ要因になります。防衛費もふえてくるでしょう、旧軍人恩給費もふえてくるでしょう。そういうような形でやはりインフレ的な要素はもう相当私は強くなつてきていると思うのです。新聞で見ると、大蔵大臣は、まだまだ数量景気が続くのだ、債務景気に転換するようになります。情勢にはならないと言つておられますが、私はその点は相当やはり危険性がある

あると、そう見ておるのでですが、その点はどうですか。

○國務大臣（一萬田尚登君） 私もしばしばの機会に、いろいろ経済の会合等の場合におきましてお話を申し上げておるのでございますが、決して手放しの楽觀はしておるわけではありません。今日のこの世界経済の情勢から見て、また同時にこれを受けておる日本経済の状況から見て、手放しに樂觀をしておるわけではありません。警戒もしなければならない。あるいは努力をすべき面が多々ある。そうして今後なかなかむすかしい方向に向くであらうということも私は決して否定いたしませんが、それをインフレということになれば、それは經濟の破局でありますから、これはもうあらゆる手段を用いてそういうふうにならないようにしたい、こういう決意を述べておるのであります。決して手放しの樂觀をしておるわけではありません。

○木村禮八郎君 そこで、大蔵大臣は決して樂觀しておるのじゃないと言われておりますから、そういう含みとしても、いわゆる支払い準備金制度ですか、大蔵大臣は金融統制的な考え方ではないと言いますが、制度は避けて、金融調整と言えばいいです。金融調整的な政策を強化しなければならぬ。そういうために、制度的にやはり今なるべく早い機会にそういう制度を設ける準備をしておく必要があると、そういうことからこれは出されているんじゃないですか。

○國務大臣（一萬田尚登君） そういう点も調査会のいろいろの人の意見を聽取したのでありますするが、この支払い準備制度が市場資金の量の調整にある

ことは言ふまでもありません、新制で  
かもこれは非常に自然の流れにしよう  
といふのがねらいであります。言いか  
えるならば、この率などは中央銀行を  
してこれをやらせる。もちろんある程度  
の幅はきめなくてはならぬと思いま  
す。しかしその幅の範囲内では中央銀  
行の方が時の市場における資金量を適  
正にならしめるために動かしていこ  
う、こういうような仕組みであるので  
あります。これは私は、金融自体に  
当然あるべき姿である、かように考そ  
て、ごく然な流れをしていく、かよ  
うに考えております。これまた質問外  
かもしれないが、私は国債とこれを結  
びつけて行くことは、それは、ある國  
においてそういうことが考えられた  
り、やつておるところがあるかもしれません  
が、私はそれはやはり正しい道  
ではないと確信いたしております。

字はあとから申し述べさせますか今までのところ、賠償等できまつておりますが、三億七千三百万余あると思います。すなはち、フィリピン賠償の五億五千万ドル、これを入れまして年間の外貨払いが五千万、これに英米債の外貨債の元利払いが、これは元金が、今、私の記憶では三億七千三百万余あると思ひます。が、この年間の払いが三千五百万、加えて八千五百万ドルが一応今……。これに若干のこまかいものがありますから、今、私、数字を具体的にはつきり申し上げられませんが、おそらく全部で何もかも入れて、八千五百万ドルも入れて、九千三、四百万ドルじゃなかろうかと今思つておりますが、これは確定しております。そして見ますと、今後残りますのがインドネシア、それからほかに若干は残つております。これはどうなるかという問題でございますが、まあすでにこのフィリピン賠償、それからビルマ賠償も片づきましたので、これから見て、あの分を考えていくと、今の九千万ドル前後のものにそれがプラスされるわけであります。大体の見当はおつき下さると思います。私は今後の交渉で待たなくてはならぬ……、これは賠償問題ですから、私がこれについてかれこれ申し上げるのは時期尚早でありますから、将来のところは御推量願います。大体このぐらいになるだらうということの見当はおわかりになるだらうと思います。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて。別に御質疑がございませんか。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて。別に御質疑がございませんか。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっと速記をとめて。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は先例により委員長におまかせを願いたいと存じます。

それから多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

藤野繁雄 平林剛

前田久吉 石坂豊一

大矢半次郎 大野木秀次郎

○委員長(岡崎真一君) 次に、前回の委員会において保留されました農産物輸入問題についての平林委員の質疑をこの際お願いいたします。

○平林剛君 大蔵大臣に、余剰農産物の資金融通特別会計法の一部を改正する法律案に関連して、簡単に質問がりますから、どうか一つ大蔵大臣の方からも簡単に終るよう御答弁を願いたいと思います。

それは実は、この前の委員会において、私はこの余剰農産物の受け入れに関する日米協定について、私の所属する社会党が反対であつたことについては大臣も御承知の通りだと思うのです。その中で特に私が強調いたしました点は、葉タバコの輸入ですね。第一次協定で約五百ドルのタバコを買入れてきました。これは河野農林大臣の仕事でありますましたが、その結果これはタバコの耕作面積に直しますと約二千五百町歩ぐらいの膨大な面積に相当するものであります。この余剰農産物の協定によつて、葉タバコの輸入が面積にして約二千五百町歩買入れた結果、通常輸入もありました。葉タバコの在庫といふものは、専売公社の倉庫は結局黃色種のストックだけで結局三十四ヵ月分になります。こういう結果になつておるわけでもあります。葉タバコの在庫といふものは、在来、私の委員会における質疑でわかつた。

うど手ごろであつて、三十四カ月といふのは、つまりその手ごろな状態を超えて過剰になつておるということを意味しておるわけであります。となりましても、国内の在庫が余剰になつてしまふのでありますから、味が落ちてくる、こういう結果に相なる。まあ、わが国としてはこれ以上余計に葉タバコを買い入れるということは損をするということに相なるわけであります。それで、私は、こういう余剰農産物の受け入れに關しては、外交上いろいろの問題もあるかもしれないが、葉タバコの輸入に關しては、これはどうか一つ買わぬようにしてもらいたいということを述べておいたわけであります。専売公社の方の話によりますと、今後買入れる通常輸入について制限をしていけば、昭和三十五年までの間に何とか通常の在庫に戻せるというお考えのようであります。が、一番当面必要なことは、ことしは余剰農産物の受け入れのような話が持ち上つても、事、葉タバコについては買わないといふような態度を政府がとることが、これはどうしても必要ではないであろうか、私はこう考えるわけであります。ところが、前回専売公社の販売部長においで願つてそのことをお尋ねしましたところが、専賣公社としては、別に困らぬいからといふお話をあつた。どうも何か議事録を調べてみると、勘違いをしておつたようと思う、去年、おとしのことを勘違いをして、まあ専賣公社も承知したのだといふよろんな答弁のように聞えたわけであります。私はぜひ

大蔵大臣の方で、財政上の責任者として余計なぜにを使わないという意味で、本年度もし余剩農産物の受け入れのよな話があつたときは、事、タバコについて、あなたは一番監督責任者として関係が深い問題でありますから、河野さんが何と言おうと、これはぜひ一つタバコの輸入だけは困るよという態度に出でてもらいたいと思うのです。私は大臣にその点の御見解をお聞きしたいと思っておいで願つたわけであります。

○國務大臣(一萬田尚登君) 率直に申し上げます。私も全く同じ、それで、できるだけ努力といいますか、力を尽したのであります。これはまああれを輸入しないと、余剩農産物全体の成立がどうもできかねる、こういうようなところに追い込まれまして——追い込まれるというと、ちょっとあれですが、そういうことになります。それで、ほんとうならば正常輸入を一つかげんしてほしい、そういう条件を一応つけまして、同時に専売局とも相談して、どうだらうか、どうしてもいかないかどうか、まあ今回限りは何とかなるだらうという話もありまして、それなら全体をこわすのもどうもおもしろくなないというので、そういうことになりますので、私としても実は遺憾に存じますが、そういうよな縦縛もありますから、今後の輸入は私としてはやらないよな気でおります。

○平林剛君 大蔵大臣が私と同意意見であるということで大へん意を強くいたしました。特に私はこの三月ごろの新聞で承知をしたのであります。河野農林大臣の聲明として、ことしは莫大バコの輸入に関してはせないという閣

議決定があつたという報道に接したのですけれども、本年度は何かそういうふうなことを、あなたの御意見が通つたのですか。その点を一つ、私は新聞ではその点を承知いたしたのであります。ですが、大蔵大臣が、もし閣議でそういうことがあつたとすれば、この際一つお知らせ願つておきたいと思うのです。

○國務大臣（一萬田尚登君）別に閣議決定ということはありませんが、われわれ経済閣僚のものでタバコは一つ入らないといふような考え方を持つておつたのであります。そういう考え方で農林大臣は言われたと思います。

と国内産の値段と違うということについては、一般耕作者も非常に不満に感じておるわけです。いわんや余計に、外交上の都合があらうけれども、河野さんはやり方が下手なんだということになつております。これは単に河野さんが不評判であるだけならば、こんなこと問題じやありませんけれども、しかるべきだといふので、非常に不評判になつております。河野さんは高いタバコを買ってきたといふので、私は財政収入の基盤である葉タバコ耕作者がこういう気持になるということは、やはり専売行政の上からいいつても好ましいことではないわけです。私はそういう意味からいきまして、決して単なる余計な支出というだけでなく、それ以外に、このタバコ耕作者の気持といふものを考えて政治といふものをやつてもらわねばならぬ、私はこう思つてあります。こういう意味で、たとえば在庫が三十四ヵ月分になつたということが、すぐ昭和三十一年度における専売公社の増反計画がとまつたということと結びついて考えたがるわけです。私はその意図があると思う。専売公社はない、ないと言うけれども、黄色種のとにかく在庫が多いという結果、専売公社の黄色種の増反計画といふものは本来三十五年までするはずであったものが、しなくなつたといふのがほんとうだと思うのであります。そういう意味からいきますと、目に見えませんけれども、耕作者は葉タバコの輸入によつて変な影響を受け作るわけです。河野さんが片方で、適地適作主義ということで、何でも農村の繁榮のために、このたんぽには何を作れ、何を作れといふ研究をしなさ

いと言つているところで、事、タバコ耕作者に關しては、そんな恩典を受けはできないわけです。葉タバコの増ぼはできぬということになつてゐる。こんなわけで、政府の方針にもタバコ耕作者に關しては矛盾が起きておるわけです。どうか一つこの点も大蔵大臣へあつたときには関係大臣として積極的に發言をして、まともな意見が通るとうに御努力を願いたい。

同時に、この耕作面積の増反ができないために非常な不利をこうむつたといふ以外に、私は将来大蔵大臣に検討してもらいたい点は、こういうふうに一つの政策によつていろいろ影響を受けるのがタバコ耕作者です。こういふ意味からいきますと、今耕作者の方はせめて耕作権といふ、耕作者の権利といふものを確立してもらいたいといふ要望が強いわけです。今のタバコの耕作者は、一年々専売公社の方から査定を受けて許可を受けるという仕組みになつていますけれども、このためには、財政収入を中心とした専賣法によりますといふと、絶えず耕作者の権利といふものが動搖をせざるを得ない。一つの何かの政策、余剰農産物の受け入れの協定が外交上の都合で出るといふと、すぐそれがはねかえつてくる。こういふうちに不安定な生活でありますから、私はこういふ点も将来大蔵大臣も専売公社とよく相談なさつて、耕作者の耕作権といふものを、一年ごとにかく安定して、専賣財政収入に協力して下さいよ、そのかわりあなたの大蔵の権利をこういふように認めますと、一年々々お前は来年はだめだといふ

うな心配でないよろんな形で、安心感を与えてやらせるという程度のやり方をとれるよう御研究願いたい。  
私はこれは余剰農産物によつて受けた耕作者の損害に対してのせめてもの償いとして、こういう点を政府当局も考えてもらいたいということを希望いたしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○木村福八郎君 余剰農産物の輸入は、要するに国内の円資金不足を補う手段として行われておるのでですが、今後国内円資金の調達については、何かまた新しい観點から考える必要があるのではないか、その点一つ伺つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私も同じ意見であります。今後も慎重にこれは考えなければならないと思つております。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっとと速記をとめて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。

大臣に対する御質問はこれで終ります。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっとと速記をとめて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。

○土田国太郎君 先に主税局長から、添付書類制度について税理士の責任が非常に強く感じられるようなことになるという御説明がありました。それは私もごもつともだと存じますが、そ

ここで参考伺つておきたいことは、この責任の重い税理士の善意の過失は、これはある程度忍してもいいと思うが、計画的に当該申告に対する態度をもつて逋税をはかるとか脱税をはかるとかいうようなことが発覚した場合には、その税理士に対して、何らか懲戒とか、あるいは除名とかいうような懲罰のことはあるのですか、ないのですか。またあるとしたらその方法等も……。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点につきましては税理士に対する懲戒処分の制度がございます。従いまして、たとえ

税理士法の四十六条には、「国税厅長官は、前条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四

十四条懲戒の種類」各号に掲げる懲戒处分をすることができる。」との懲戒

処分の中には、税理士としての資格を取り消すといったような処分が、これは一番重い場合でございますが、その

ほか戒告とか一年以内の税理士業務の停止、最後は登録取り消し、そういう

よろしくなものが脱税などの場合におきましては情状によりましてこれらの処

分をなし得る道が開けております。

○土田国太郎君 これでおしまいです

が、この書類添付制度と公認会計士の監査証明ですが、これらについて事項

によつては混淆しやすい問題があるの

だが、根本的に、つまり本質的には別

でいくべきものであるというふうに、われわれしきうとは考えられるのであります。

ただしかし現在の税理士の状況がこの

ままの現状において満足していいかといします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 監査証明の制度と今度の書類添付の制度とは性格が全然違つたものだと思つておりますが、監査証明の制度といいますのは、

もうすでに御承知のように、公認会計士が会社の経理を監査して、これが正

しいということを証明するわけであります。今度の制度は、納税義務者にか

わつて、たとえば申告書の作成をした場合において、私はこういう程度の関与

をしましたということを示すだけです。

○土田国太郎君 よろしく、ございま

す。いまして、経理の監査といふものを証明するとかしないとかいう問題とは全

われわれとしては、これは全然別個な問題だといふふうに解しております。

○野瀬勝君 簡単に一、二お尋ねいた

します。この法案理由をみますと、税務行政の円滑化を期するためといふこ

とでございますが、では今まで税理士

は円滑を期さないでおつたのですか。

期してやつてきたと思うのですが、こ

の点に対する見解はどうぞございま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) 税理士が

も計理士も含まれておると想うで

すが、前国会におきましては会計士法の一部改正法律案が提案され、その御

趣旨を承わつたのでござりますが、会

計士と計理士との関係については、相

当やかましく論議された経験を私ども

は持つております。しかるに今回この

税理士会が税務行政の中核になるとい

うことになりますると、政府当局は、

せつからく推進している会計士の比重と

計理士の比重との法案によって対等

のとくしようとも考へになつたのでござりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 計理士の制度は、かつてございましたが、一応

新しく公認会計士の制度ができました、その機会におきまして、原則的には

一応計理士の制度は公認会計士の制度

に吸収されてしまつた。そしていわば当時計理士であった人たちだけが、

まあ絶対的と言つては語弊があるかもしれません、一応従前の例によつて残つたというわけござります。そ

のこの法案を見ると、計理士の現在の地位を強化するのに重点を置かれて、

前国会において政府の意図した公認会計士の推進が現われていない、その一

つとして会計士資格とその準備のため

に努力されておる会計士補といふもの

を割合に軽く見ておるような傾向にあ

ると思うのでござります。と申すの

は、一体会計士の方はこれは社会的の

信用も実際高いのでござります。各会

社における信頼の度合いも高い。であ

るから、会計士になるためには会計士

の制限で税理士になれるようにする。

まあこういう制度になつたわけござりますが、その当時におきまして税務

理士の方は、當時税務代理士ですかであつた者については、一定

の制限で税理士になれるようにする。

会計士の場合はそのまま一應無試験で

公認会計士それぞの制度の変りまし

たことも十分考慮いたしまして、公認

会計士の方はそのまま一應無試験で

必要になつてきております。従つて公認

きるところにして提案してあります。それから衆議院の修正案でござりますが、問題の中心は、税理士会といふのを作りまして、原則としては税理士は税理士会に所属しなければ税理士業ができる、いわば税理士会といふのをこの際相当強化して、これを中心に税理士の素質の向上をはかつていく方法に改めたらどうであろうかといふのが、修正の一一番大きな点だと思っております。われわれの方としましては、税理士会をそこまでの姿にするのがいかにも悪いかと思うことにつきましては多少まだ結論が出ておりませんでしたので、その点は政府の原案には入っておりませんでした。衆議院における審議の過程におきまして、いろいろいろいろお話しも出まして、とにかくわれわれとしましては、税理士の方々の素質向上に資するといふ方途であれば、これはわれわれとしても大いに歓迎すべき問題であるわけです。そういうふた意味におきまして、そちらした趣旨の修正は政府としても何ら反対する必要はない、かような結論に達しましたわけであります。

いのですか。第一弁護士会、第二弁護士会となるのじゃないのですか。そういうふうに自由を認めてはいる。それと表向きは同じような業務であつても、質的には違つてゐる点が多い。特に会計のことであるだけに、相いれないような考え方を持つてゐる者もあると思ひます。しいて強制的にワクの中へ入ります。あるいは強制的にワクの中へ入るようというよりは考え方の方は私はどうかと思うんです。自主性を尊重したらどうですか、といつて、私は強力に何でもかんでも反対するといふものじゃないが、私の意見も少しづなおに聞いてもらいたいと思います。ですから何がゆえに強制加入のような方式をとらなければならぬのかということ、この考え方をあなたに一つ聞きたいのです。

になるようにならざるを規定にした  
らどうだろかといふ御意見もござい  
ましたが、その点につきましては、  
今、野満委員のお話のように、あまり一  
つに限定してしまふといふことにつき  
ましては、これはまたそこから弊害が  
起くるだろ、こういつたようなお話  
がありまして、結局現在の衆議院の修  
正案によりますと、これは弁護士会の  
弁護士法の規定のまま、いわばそのま  
まの姿になつております。本法におき  
ましては、一つの国税局におきまして  
一つ。しかし現在ある税理士会はその  
まま新しい特別法による税理士会に乗  
り移り得て、その限りにおいては必ず  
しも一つである必要はない。しかし、  
それが両者の話し合ひがついて合併す  
る場合におきましては、もちろんこの  
合併は阻止する理由はないからそれは  
できる。こういつたような建前になつ  
ておりますので、大体その関係は弁護  
士会の場合と同じような考え方で修正  
案ができるものと思います。

らぬという問題があるのでですが、この点につきましては公認会計士の方から、必ず税理士会に入らなければ仕事ができないといったような、そういう固い制限にしてもらつては困るといった要望もあつたのですから、衆議院の修正案では、公認会計士である税理士は、その方々が取り扱っている会社について、あるいは個人について、住所と氏名または名称をあらかじめ国税局長に通知さえしておけば、その方の事件については、公認会計士である会計士は税理士会に入つておらなくとも仕事をしていい、こういったような応の制度は作つてあるわけございます。

いう心配はないのですかどうですかと  
いうことを聞いてみたいのです。  
○政府委員(渡邊章久造君) 逆コース  
というのが私が私にはどうもどう解釈した  
の現在の税理士会が任意加入の制度を  
とっておりますために、いろいろな仕事  
をしていく上において、なかなか税理  
士の素質の向上をはかつていいこうと  
しましても思うような仕事ができない  
い。こないだ意味におきまして、や  
はり間接的ではありますが、いわば強  
制加入の考え方を何とか取り入れた  
い、こういったような希望が片方にあ  
るわけでございまして、しかしそれも  
極端に参りますと、いろいろそこに弊  
害も出て参りますので、たとえば公認  
会計士である税理士につきましては、  
これは届出、通知だけで済むわけでござ  
います。そういうような一応の制度  
も作っておけば、そろそろにひどい弊  
害ができる心配もないじやないか、  
かようわれわれは存じておるわけで  
ござります。

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれの方は多少感じが違うわけですが、公認会計士の地位を引き下げるという意味にはわれわれは解しておりません。結局、公認会計士におきましても、税理士になるときにおいては無試験でなれる。その公認会計士がその仕事をするときには税理士の資格でもるわけですから、従つてその税理士会に入る。これが一応の原則になるわけです。しかしながら公認会計士につきましては、あなたのおっしゃつておるよう、公認会計士としての特殊な性格があるわけですから、従つて税理士会に必ず入らなければ仕事ができないといふことにするのもどうだらうか。そこで一応の一つの調整的な考え方として、まして、それでは公認会計士として受け持つておる会社が一応あるわけでございますから、私はこの会社についての公認会計士であり、同時にその会社についての税務代理をやる、こういうことを、その会社の名前、住所を一応國税局長に通知しておいていただけば、その会社についての限りにおいては一応税務代理ができる、こういうことに考えておるわけでございまして、取扱い事件ごとに通知するとか、いろいろな議論もありましたけれども、そういうような煩瑣なことはこれはやめよう。甲なら甲、乙なら乙、幾つかの会社を受け持つておるわけですから、その受け持つておる会社の名前を通知しておいていただけば、その会社に觸する限りにおいては、もう別に税理士会に入る必要もない。こういうような制度になつておるわけです。野溝委員の御心配になるほど、それほどそこに

○野溝勝君 そうすると、こういうふうには私は考えておりません。

うに解釈していいですね。国税局長への届出は繁雑なものでも窮屈なものでもない。ただ届け出っぱなしでよいし、それで税務代理はできる、こういうふうに解釈して間違いありませんね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 通知といふ言葉を使っております。届出といふような言葉を実は避けております。私は、甲なら甲という会社について、税務代理をするということを一方的な意思表示として国税局長に通知させていただけば、それで税理士会に入つて、いなくとも、その会社に関する税務代理はできる。こういう意味で、そこに煩瑣な手続は何ら必要としておりません。

○野溝勝君 最後に一つ申し上げまして、特に政府に、これは御参考までに申し上げたいと思う。政府の出した法案の中には配慮されておるのですが、修正案の中には少し論理が合わない点があるのです。参考までに申し上げておきます。この法案の第五の中で、終りから四行目、次の各号の一に該当する者は、前項の規定により税理士試験を受けることができる。その一の点に付いて、計理士または会計士補と出ております。ところがこの修正案の方を見ると、付帯決議で、各党が出たんですが、衆議院で出した付帯決議でありますと、この政府原案とロジックアベレートする。これを見るに、計理士が

たしましては、政府原案の線に沿つては、左のごとく修正したい。付帯決議の中に計理士または会計士補と修正するようにしておきたいと思うのでございますが、これに対するお考えはどうでありますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 衆議院の付帯決議の中には、お話をのように会計士補の名前が載つておりますが、政府といましましては、この問題の処理につきましては計理士と会計士補とは同等に扱うつもりであります。

○野瀬勝君 わかりました。以上。

○平林剛君 この税理士の現況についてちょっととお尋ねをいたしたいと思ふのであります。資料でちよつだいいかげんしたものでわかつておりますのは、登録をしたところの税理士七千五百名、こういうふうになつておりますが、私は、大体承知しておるところで、登録をしていないところの税理士が半数を越える、こういうふうにお聞きするんですから、ますけれども、大体登録をしておらない税理士というのはどのくらいおるんでしよう。

○政府委員(渡邊喜久造君) 登録をしておらない税理士というのは、多少言葉が正確でないと思いますが、と申しますのは、登録をしませんと税理士になれないわけなんです。従いまして、たとえば、にせ税理士だと何かいふような問題もいろいろ論議になるわけです。で、税理士である資格は持つておらぬ人がほとんど全部だと思ひます。税理士の資格があれば、仕事をするつもりならそらめんどい問題じ

○平林剛君 これでいいです。  
○政府委員(渡邊喜久造君) 申し上げます。資格認定という制度が、まあこれが税理士ができるときの付則であつたのは問題ですが、これで資格を得てある人が三千九百四十二人あります。登録をしておる人は八百三十四人、それから税理士試験に合格しました人が六千八十人、この人はもういつでも登録をしておる人が三百八人、従いまして、その差し引きの数字が、資格を持っている、しかまだ登録をしておりませんし、従つて税理士の仕事をしていない、こういう状態の方であります。  
○平林剛君 これはどういうわけですか。  
○政府委員(渡邊喜久造君) 資格認定の中には、たとえば税務官吏などがありまして、当時十五年以上、もろ実務経験があったと、いふ場合におきましては、資格を得ていた人がありまつた。しかしこの人たちの中で、やめました人、しかしやめましたても他に適当な会社に入つたとか、そういう人は、資格はありませんても税理士である必要はないといふわけです。それから現在なお相続する税務の職員で残つている、こういふものもございまして、そういうのがその三千人ほどの中には相当入つておらず税務の職員で残つている、こういふふうに考えていいと思います。  
それから資格合格の方は、「これも

あ、会社に現在勤めておる、しかし  
応税理士の資格だけは持つておいた方  
いいだらうという意味で試験に合格  
した人、あるいは税務官吏であつて將  
のことを考へて、若いうちに試験だ  
は取つておきたい、まあそういうふ  
な者があります。

○平林剛君 今登録をしていない事  
については大体わかつたのであります  
が、しかし今度の新しく特別の試験  
やることによつてかなり税理士の資  
を得てまた登録なさる人がかなり多  
なると思うのです。今度提出した法  
案によつて税理士の数が非常にふえ  
くるといふことは十分予想せられる  
けです。これがなぜこうひうふうに  
て、まだ登録をしておらない人がこ  
なにたくさんあるのに、さらに特別  
試験をやつてふやす理由がどこにある  
だらうかといふのが第一の疑問とし  
て、当然出てくるわけござります。な  
ぞいうふうになるがといふことを  
單に。やはり税務行政を円滑にする  
めといふことになるかもしませ  
が、この点、私としてはどうも少し  
解きないところがあるわけです。  
れは別にしても、こうひうふうにな  
さんふえてきますとどうと、税理士が過  
インフレができる、税理士が過剰  
なつてくる、こうなつてきますとい  
ふと、私どもは次に心配するのは、結局  
互いが競争をし合つうといふことにな  
といふと、よい方向へ指導をしな  
と、これが脱税専門家になつて、脱  
税をするこのうまい人が、そういうこ  
とをやる人が結局多く使われるとい  
ふ結果になるよな心配をするわけで  
あります。こうひうふう点について政府  
どうひうふうに対処したらよいのか



昭和三十一年六月四日印刷

昭和三十一年六月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局